

青森県報

第二千七百二十五号

平成十九年
一月五日
(金曜日)

目次

告 示

森林法第百八十九条の規定による告示及び揭示…………… (林政課) …… 一

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する

同法第十条第二項の規定による公告…………… (県民生活文化課) …… 一

監 査 委 員

監査結果に対する措置の公表…………… (事務局) …… 二

告 示

青森県告示第一号

平成十八年十二月十三日青森県告示第九百一号で保安林の指定を解除した旨告示した次の一の森林について、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条第六項において準用する同法第三項の規定による通知ができないので、同法第百八十九条の規定により、次の二及び三のとおりその通知の内容及び同条の規定による揭示をした旨を告示する。

平成十九年一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 解除保安林の所在場所及び森林所有者氏名

保安林指定森林の所在場所

森林所有者氏名

下北郡東通村大字野牛字野牛川六三の三、六三の八及び六三の九

高坂安彦
むつ開発観光株式会社

二 解除保安林の通知の内容

青森県農林水産部林政課及び東通村役場に備え置いている関係図書のとおり
三 森林法第百八十九条の規定による揭示
平成十九年一月五日東通村役場に掲示した。

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十八年十二月十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人青森県男女共同参画研究所

三 代表者の氏名

佐藤 陽子

四 主たる事務所の所在地

弘前市大字田園四丁目三の五

五 定款に記載された目的

この法人は、県民及び団体等に対して、男女共同参画に関する講座等の事業を行う
い、男女共同参画社会の推進に寄与することを目的とする。

観光企画課	設計料において、価格を設定し、その予定価格を金設定し、その予定価格が契約しているものがある。	全職員が、係例規集・財務関係の疑念を払拭し、職に専念できるように努めること。
新幹線交流推進課	委託料及び工事請負金の免除に際しては、契約が適正に行われているものがある。	全職員が、係例規集・財務関係の疑念を払拭し、職に専念できるように努めること。
青森県立美術館（県立美術館開館準備室）	契約において、一括して発注を行い、分割して発注を行っているものがある。	全職員が、係例規集・財務関係の疑念を払拭し、職に専念できるように努めること。
団体経営改善課	収入未済の解消に努めること。	収入未済については、これまでと異なる対応を講じ、徹底するよう努める。
林政課	委託料において、契約書の内容が適正でないものがある。	契約手続の審査体制を強化し、適正な事務処理を行うこととした。
農村整備課	収入未済の解消に努めること。	収入未済については、これまでと異なる対応を講じ、徹底するよう努める。
水産振興課	工事請負費において、変更契約金額が適正でないものがある。	契約手続の審査体制を強化し、適正な事務処理を行うこととした。
東地方農林水産事務所	人札保証金の取扱いが適正でないものがある。起案用紙に公印管守者の承認を受けず、公印を	契約手続の審査体制を強化し、適正な事務処理を行うこととした。公印の使用については、公印管守者の承認を受けることを徹底す

三八地域農林水産部（三戸地方農林水産事務所）	使用しているものがある。財産において、建物が未登記となっているものがある。	建物未登記については、平成18年10月13日付けで登記した。
上北地方農林水産事務所	収入未済の解消に努めること。	収入未済については、これまでと異なる対応を講じ、徹底するよう努める。
下北地域農林水産部（下北地方農林水産事務所）	工事請負費において、条項に不備なものがある。	契約書の作成に当たっては、青森県財務規則の契約約款を標準として作成することとした。
西北地方農林水産事務所	財産の管理において、適正でないものがある。	今後とも原状回復を粘り強く働きかけ、財産の適正管理に努める。
青森県農林総合研究センター	需用費において、予定価格を上回って契約しているものがある。	契約手続の審査体制を強化し、適正な事務処理を行うこととした。
監理課	需用費、委託料、備品購入費並びに使用料及び書等の内容が不備なものがある。	今後若しくは貸付が可能な財産の隣接者に対する売却・貸付への交渉及び公共利権の市町村への財産移管交渉を継続して行う。
道路課	需用費において、設計変更の手続が適正でないものがある。	今後は、契約手続の内部審査体制を強化し、事務処理に誤りのないよう万全を期すこととした。

